

## 県内で自転車の単独死亡事故が連続発生しています!

自転車の運転者がヘルメットを着用せずに転倒して、頭部に致命傷を負う交通死亡事故が連続発生しています。

### 警察からのお願い

- 自転車乗車時には、必ずヘルメットの着用をお願いします。
- 自転車を利用する機会の多い通勤・通学時の自転車利用の皆さんがお手本となって、ヘルメットの着用と交通事故防止に向けた自転車のマナー向上をお願いします。



道路交通法の一部改正(令和5年4月1日施行)により、従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項とされていた乗車用ヘルメットの利用について、改正法の施行後は、**全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用**に努めなければならないとなりました。

### 道路交通法の改正について

2024年5月24日に公布された改正道路交通法により、

**1** と **3** は公布から2年以内、**2** は**2024年11月1日**に施行



## 1 反則金を導入

- 16歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度(反則金納付)の対象に



## 2 罰則の強化

2024年11月1日から

- 自転車運転中の携帯電話使用等の禁止
- 酒気帯び運転の罰則規定を整備



## 3 安全確保



自動車は自転車の右側を通過する場合、※ 自動車と自転車の両者の間に十分な間隔がない場合をいいます

- 自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行することを義務付け
- 自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行することを義務付け

### 自転車は「くるま」のなかま! 覚えて守ろう! 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用